



## 気まぐれ通信 2019／9

平成28年3月末に改正社会福祉法が成立し、社会福祉法人制度改革の一環として法人のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などを目的として様々な改正が行われました。本通信は、社会福祉法人制度改革関連のトピックスをご紹介します。

\*\*\*\*\*

### 社会福祉法人会計基準検討会

「気まぐれ通信8月号」で既報のとおり、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課が音頭をとり、「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」が開催されていますが、この検討会と軌を一にして、福祉基盤課は、令和元年6月10日から「社会福祉法人会計基準検討会」（以下「検討会」と言います）を柴穀 日本公認会計士協会前常務理事を座長として、公認会計士8名（弊監査法人代表社員の林光行も構成員を拝命しています）により立ち上げています。「社会福祉法人会計基準検討会 開催要綱」によりますと、「開催趣旨」として『社会福祉法人会計基準は、平成28年の社会福祉法人制度改革の一環として、それまで通知において規定していたものを見直した上で、社会福祉法の委任を受けた厚生労働省令として規定され、社会福祉法人が行う会計処理の根拠として運用されているところである。一方、～中略～ これに伴って社会福祉法人に求められる取組みも大きく変化している。他の法人制度では、それぞれの法人制度に係る会計基準についての検討の場があることを踏まえ、社会福祉法人会計基準に関して、本検討会において会計処理にあたっての課題等について検討を行う』とされています。また、「主な検討項目」として以下の3つが掲げられています。

- (1) 法人の組織再編に関する会計処理
- (2) 他の法人形態で適用されている会計処理の社会福祉法人会計基準への適用の要否
- (3) 平成23年の新基準策定時に継続的検討事項とされた項目（社会福祉協議会等）

令和元年7月30日開催の第3回検討会において「社会福祉法における組織再編に係る規定の有無」について下表のとおり整理され、検討会の中心テーマは「合併と事業譲渡」であることが明らかにされています。

組織再編の種類	実施の可否	会計処理
合併	○(法に規定有)	検討必要
事業譲渡	△(法規定無い。当事者合意により実施可)	同上
分割	×(法に規定なく実施不可)	—
子法人保有	×(同上)	—

また、今後第5回までの検討会で予定されている論点として、次のような事柄が掲げられています。① 社会福祉法人における結合(取得・統合)の整理 ② 「取得」と「統合」の判定基準 ③ 統合時の論点(基本金の会計処理等) 他

議論は始まったばかりですが、少子化、高齢化、そして人口減少が進展する中で、社会福祉法人の整理・淘汰も見据えつつ、今後の進行を見守りたいと思います。

さらに詳細をご希望の方は、以下の厚生労働省ウェブサイトをご確認下さい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05030.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05030.html)

「気まぐれ通信」のアーカイブをご覧になりたい方、社会福祉法人の経営・法律・会計等に関するご質問がお有りの方は、是非、弊監査法人の下記HPを通じてお問い合わせをお願い致します。ありがとうございました。

<https://www.yasaka-ac.co.jp>

監査法人 彌榮会計社

